

々協議の結果協調會立會の下に直接交渉に應ずべき旨回答したるにころ松岡氏は之を諒して其の立會を承認したるを以て二月六日勞資第一回の會見を會社樓上にて行つた。

會社側代表 並木重太郎氏外數氏

爭議團代表 松岡駒吉氏

立會人 協調會草間勞働課長

双方顔見せにて單に腹の索り合にて終つたのである。續いて

八日 第二回の會見を行つたがこの日も前同様で議進まず、依て松岡氏は遂に左記二條項を提出したるにころ會社は何れ重役等と協議の上來る十三日第三回會見の際回答すべき旨を約して別れた。

- 一、勞働條件に對する爭議團の態度は既に明白なる故特に具體案を提出せず。
- 二、解雇問題に關しては少數の責任ある幹部の解雇を認めて全員を復職させること。
- 十三日第三回會見に於て會社は左記の如き解決案を提出して之を説明したるにころ松岡氏は「是では問題にならないが一應考慮して何分の御返事をする」旨を告げ會見一時間にして物別れとなつた。

一、要求は認め難し。

二、爭議團は速に解散すること。

三、解雇者の復職を認めず但し全然刺員となるべきも事情を諒し昭和二年十二月二十日附解雇者中百五十名は結末後適當時期に於て新に採用することあるべきこと及當時處分有恕者四十二名中會社に於て事情精査差支へなしと認むる

者は同時期までに復職を容認すること。

四、工員規定第六十一條に依る解雇者に對し一人當り金一百圓づゝを贈ること。

五、本爭議に關し提起の刑事問題告訴は互に之を取下ぐること。

六、解雇者にして工員社宅居住の者は解決の日より三箇月以内に退去すること。

然るに十五日松岡氏は會社代表並木氏宛「十三日の會社案は餘りに距離甚だしく依て十八日の會見は困難を考へる。何れ總選舉後重ねて御意を得たい、貴方にも更に御考慮煩はし度き」旨を申送りてこゝに一時交渉停頓の状態に陥つたのである。

此間に在りて協調會は常に勞資双方に偏せず只管其間を斡旋して議を纏めんと努力したるも遂に能はず會社側は形勢有利なるを見て益々態度強硬となり組合側は會社の態度は無誠意にて解決の意思なきものと推斷し、益々結束を固うして孤壘を死守せんことを誓ひ再び持久戦となつた。

## 二、調停者としての協調會

斯くして總選舉を終つて三月となつたが依然勞資對立の狀況は少しも變化なく形勢混沌として何時はつべしとも見えず、其内漸次に爭議團の資力の缺乏するに共に團員の焦燥的氣分はますますれば重大なる危機を醸しつゝあるやに思はれて居つたのである。此時添田理事は深くこの情勢を考慮し産業の平和と發達の爲めのみならず未曾有の長期間野田の一角に繼續せる社會的不安は今や漸く全國の問題となり加ふるに爭議に關係せる團員並に其家族の窮狀は愈々深刻味を帯び來り將來如何なる問題を惹起するやも計り難く今にして是が解決を見ずんば終に恐るべき累を残すの憂ありし、